

市長への手紙

提言にお答えします

「市長への手紙」は、5月末現在で97通の手紙が寄せられました。手紙は、市長が直接開封し、調査や検討の必要があるものは各担当課へ送られ対応します。寄せられた手紙の中から意見や質問を抜粋して、その取り組み状況をお知らせします。

声 県道の跡地など防災基地利用を

県立久慈病院跡地に防災基地を建設し、防災資器材や避難生活用品などの保管庫や避難場所として活用してはどうでしょうか。

また、県立久慈東高校長内校の跡地を災害用の備蓄基地としてはどうでしょうか。

答

防災資器材や避難生活用品は、緊急性、安全性を優先して、常に管理が行き届き、最も迅速に対応可能な場所へ保管す

ることを心掛けています。現在は、非常食、避難生活用品、防災資器材は防災センターで、水防関係資器材は半崎と門前の資器材倉庫で万全を期しています。

したがって、備蓄基地として、ご提言の場所を利用する予定はありませんが、避難所としての利用については、今後地区住民の要望があれば、検討をしていきたいと考えています。

声

小久慈の交差点事故防止整備を

平成17年度に一度お願いしましたが、市道日吉町宇部線（小久慈町から宇部町の国道45号に通じる市道）と同日吉町堀線の交差点付近に横断歩道、一時停止ラインを設置してもらえないですか。

答

まず、横断歩道と一時停止ラインを引くことは、市の判断

いの空間」として整備する予定です。（消防防災課）

では出来ません。これは公安委員会がラインを引くことになりません。これについて平成17年度、公安委員会や久慈警察署にお願いしたところ、実現には至りませんでした。そこで市は同年、この交差点にカーブミラーとドットラインを引くことで注意を促してきました。

本年度は、このドットラインを目立つように引き直し、改めて注意を促していきますので、ご理解をお願いします。（市民課）



右手奥が市道日吉町宇部線。合流部分のドットラインを引き直し、注意を促します

ドットラインとは

若手県などの公安委員会が設置する停止線とは別に、交差点の従道路側に白色の破線を標示し、停止を促したり、交差点を認識させるもの。どちらが優先道路（主道路）なのか明示する役割もあります。ドットラインは、道路管理者（市道の場合は市）の判断で標示することが出来ます。（市交通安全計画より抜粋）
ちなみに、一時停止の停止線は、道路交通法に基づき公安委員会が設置します。「止まれ」の赤い看板と一緒に設置されます。

声

妊娠による退職年金など減免を

わたしは妊娠中ですが、体のことを考えて仕事を辞めました。ただでさえ、通院費用やいろいろな経費がかかるのですが、国民健康保険税や国民年金保険料の負担が大きく、納めるのが大変です。

これらの税や保険料の減免は前年の所得で決まるようですが、妊婦だから働けないわけで、せめて出産を挟んだ

答

国民健康保険税には、災害や低所得、生活困窮などの理由による減免規定があります。申請に基づいて、真に保険税の納付が困難と認められ、一定の基準を満たせば、減免の対象になります。詳しくは、左を参照してください。また、国民年金保険料も、

半年間は免除や減額の対象にならないのでしょうか。（20歳代・女性）

左のような場合、免除される場合があります。

提言した方の場合、失業ということで、本人の所得は0円と判定されますが、配偶者や世帯主の所得（前年の所得）が一定以上あったため、免除の対象にならなかったものと思われま

す。詳しくは、国民健康保険税については、税務課（内線234）へ。国民年金保険料については、国保年金課（内線275）へ。

国民健康保険税・減免制度

国民健康保険税の減免対象になるのは、次のような場合です。

災害による減免

納税義務者などの所有する住宅などが災害により30%以上の損害を受け、かつ、その世帯の前年中の合計所得金額が1,000万円以下で保険税の納付が困難と認められるとき

所得減少による減免

世帯の当該年の所得見積り額が疾病、失業などにより前年合計所得の50%以下で、保険税の納付が困難と認められ、かつ、世帯の前年中の合計所得金額が550万円以下（70%以上減少の場合、1,000万円以下）のとき

生活困窮による減免

納税義務者などが真にやむを得ない事由（疾病など）により生活が困窮し、保険税の納入が困難と認められるとき

国民年金保険料 免除・猶予制度

国民年金保険料の免除・猶予制度の主なものを紹介します。

免除制度 納付を全額または一部免除します。

①前年の所得が一定以下の方…本人、配偶者、世帯主の所得で判定します

②失業や天災などにより保険料を納めることが困難な方…本人の所得を0円として、配偶者、世帯主の所得により判定します

猶予制度 納付を一時猶予します。

①学生の方…本人の所得により判定します（学生保険料納付特例制度）

②30歳未満で所得が一定以下の方…本人、配偶者の所得で判定します（若年者納付猶予制度）

あなたの声 市長に届けます

市は、市民の皆さんの声を市政に反映させるため、「市長への手紙」と「市長と話そう」を実施しています。内容は、皆さんが日ごろ市役所の仕事に関して感じていること、提言したいことなどを市長に直接提言するものです。

「提言」というと堅苦しく感じますが、ご心配なく。例えば、「市役所の対応をこのように改善してほしい」「このようなイベントをやりたいので協力してほしくないか」など、皆さんの素朴なアイデアをお待ちしています。

もちろん、提言のすべてが実現するわけではありません。提言は、市役所の各課で調査・検討してからご本人に回答します。また、広く市民の皆さんにお知らせしたい内容は、広報くじで紹介いたします（もちろん、氏名は公表しません）。あなたの提言でまちが変わるかも。積極的な提言、お待ちしております！

市長と話そう

▷申し込み方法＝まちづくり振興課へ申し込みください。開催は毎月1回。広報くじ15日号でお知らせします。時間は1回30分程度。面会は、個人または10人程度までの団体をお願いします。（原則、事前申し込み）

市長への手紙

▷応募方法＝本紙に挟み込みの手紙、または本庁舎や山形総合支所、各支所のホールにある手紙で応募ください。手紙は、郵送か庁舎などにある投書箱に投函してください。手紙は市長が直接開封します
※回答に必要ですので、住所、氏名、電話番号を明記ください。いただいた個人情報は、目的以外には使用いたしません